

広島市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



広島市



目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度の概要
- 2 宣誓できる方
- 3 宣誓手続の流れ
- 4 必要書類
- 5 交付する書類
- 6 受領証等の再交付・変更・返還
- 7 他自治体との相互利用
- 8 宣誓書記載内容証明書
- 9 よくある質問



1 パートナーシップ宣誓制度の概要

広島市では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しています。

その取組の一環として実施する「広島市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証および受領カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

【用語】

性的マイノリティ

性的指向や性自認のあり方が少数派である人。

パートナーシップ

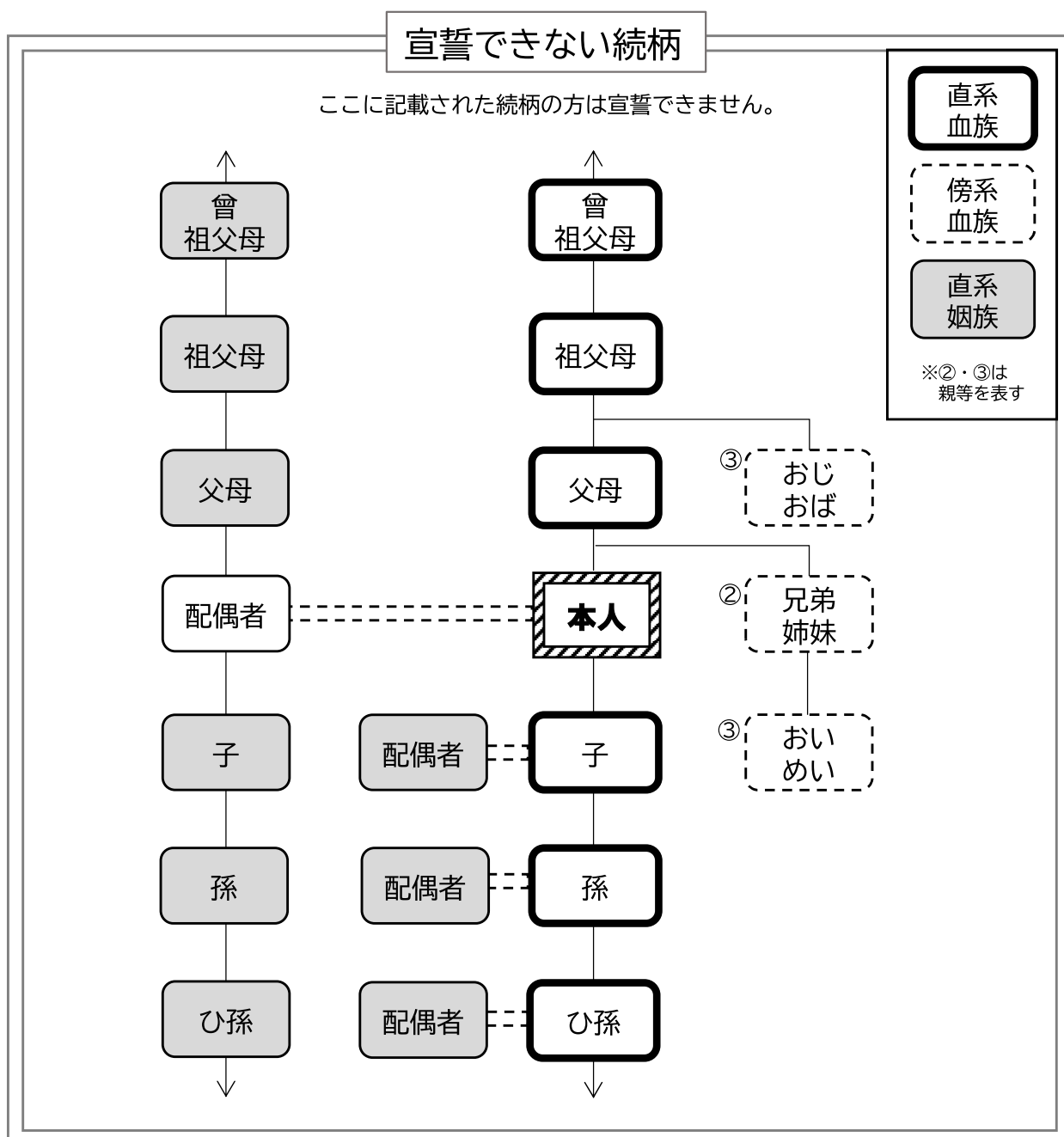
一方または双方が性的マイノリティである二人が愛し合い、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

2 宣誓できる方

一方または双方が性的マイノリティであるお二人のうち、いずれか一方が市内に住所を有している、または宣誓の日から14日以内に市内への転入を予定していることに加え、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 成年に達していること
- 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいないこと
- 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと
- お二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと）※下図参照

※ただし、お二人が養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。



3 宣誓手続の流れ

(1) 宣誓日の予約

宣誓予定日の原則一週間前までに、電話、FAXまたはEメールにて予約してください。

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日・8月6日を除く）

午前8時30分～午後4時15分

※宣誓に当たっては提出または提示いただく書類が必要です（詳細はP.4～5）。戸籍抄本など、提出書類の取得に時間がかかる場合がありますので、余裕をもった日時で予約してください。

《予約先》

広島市市民局人権啓発部人権啓発課
（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

TEL:082-504-2165

FAX:082-504-2609

E-mail:jinken@city.hiroshima.lg.jp

予約時には、以下のことをお伝えください。

- ① お二人の氏名、生年月日、住所
- ② 希望日時
（できるだけ複数の日時をご希望ください。）
- ③ 日中連絡のとれる電話番号またはメールアドレス

※宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。

(2) 宣誓当日（受領証交付）

予約した日時に、お二人そろってお越しください。

宣誓場所では、パートナーシップ宣誓書（裏面 パートナーシップ宣誓にあたっての確認書）を記入していただきます。宣誓書の用紙は市が準備します。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び市職員の立ち合いの下、代書することができます。

宣誓場所：市が指定する場所

（原則として広島市役所本庁舎（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号））

所要時間：1時間程度

必要書類：この手引きの4ページ、5ページに記載している必要書類をお持ちください。

当日に宣誓書の写し（1通）、宣誓書受領証（2通）、宣誓書受領カード（2通）をお二人に交付します。

ただし、書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

※宣誓書受領証と宣誓書受領カードを当日受け取らず、後日郵送することも可能です。

様式第1号（第4版改訂）

（裏面）

パートナーシップ宣誓書

（お二人）広島市役所

私たちは、広島市パートナーシップ宣誓の趣意に賛同する覚悟に基づき、互いに全人生のパートナーとして、互いの生活において相互に協力し合うことを誓います。

氏名	生年月日	住所
氏名		
氏名		

様式第1号（第4版改訂）

（表紙）

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは、広島市パートナーシップ宣誓の趣意に賛同する覚悟に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓を行います。また、後述の趣意、住民票、戸籍に記載されている事項について、本数値照会結果が確認されることに同意します。

（お二人）氏名

（お二人）氏名

お二人で確認してください。

項目	確認事項	確認結果
（氏名）	氏名が本人のマイナンバーと一致しているか。	☐ 該当する ☐ 該当しない
（住所）	住所が本人のマイナンバーと一致しているか。	☐ 該当する ☐ 該当しない
（生年月日）	生年月日が本人のマイナンバーと一致しているか。	☐ 該当する ☐ 該当しない

4 必要書類

(1) 住民票または住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された、住民票か住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。

住 民 票	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載がなく、 世帯主・続柄の記載のあるもの。 （本籍地・筆頭者はあってもなくてもかまいません。）
住民票記載 事項証明書	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。

宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1枚の住民票（住民票記載事項証明書）にお二人と一緒に記載されたものでもかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

【転入予定の場合】

宣誓予定日から14日以内に転入予定の方は、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

例：転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書

※個人番号（マイナンバー）部分はマジック等で黒塗りしてください。

(2) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

3か月以内に発行された、戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。原則本籍地のある自治体でのみ取得できます。

戸籍を取得する方法は、窓口での請求だけでなく、郵便請求もあります。詳しくは本籍地のある自治体へご確認ください。

※本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することで知ることができます。

※外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）を、日本語訳を添付した上で提出してください。

(3) 本人確認できる書類

運転免許証 マイナンバーカード（個人番号カード） 旅券（パスポート）

住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード 特別永住者証明書

小型船舶操縦免許証 宅地建物取引士証

上記の書類をお持ちでない場合は、複数枚を組み合わせることで、本人確認ができます。※（1）の書類を2枚、または（1）と（2）の書類を各1枚

- (1) ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証
・生活保護受給者証 ・基礎年金番号通知書 ・年金手帳 ・被爆者健康手帳

- (2) ・法人が発行した身分証明書（写真付き） ・学生証（写真付き）
・国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

その他の本人確認できる書類については、市民局人権啓発課（TEL:082-504-2165）へお問い合わせください。

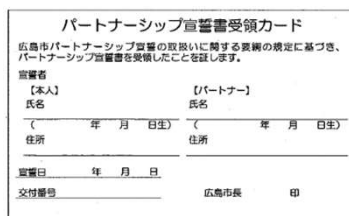
(4) 通称名を証明する書類（通称名の使用を希望する場合）

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる以下の書類のいずれかを提出してください。

- ・ 給与明細書
- ・ 通称名の記載のある住民票
- ・ 在学証明書
- ・ 自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの）

5 交付する書類

提出いただいた書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証、受領カードをお二人に交付します。

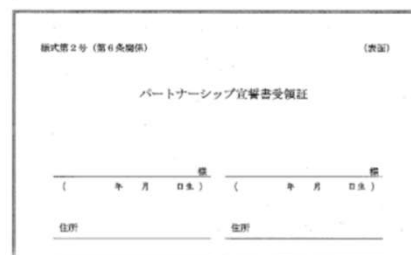


パートナーシップ宣誓書受領カード

広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受理したことを証します。

宣誓者
【本人】氏名 () 年 () 月 () 日 住所 () 市 () 区 () 丁目 () 番 () 号
【パートナー】氏名 () 年 () 月 () 日 住所 () 市 () 区 () 丁目 () 番 () 号

宣誓日 年 月 日
交付番号 広島市長 印



様式第2号（第6条関係） (表面)

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 () 年 () 月 () 日 住所 () 市 () 区 () 丁目 () 番 () 号

氏名 () 年 () 月 () 日 住所 () 市 () 区 () 丁目 () 番 () 号

6 受領証等の再交付・変更・返還

再交付・変更・返還手続を行う場合は、可能な限り予約をお取りください。

(1) 受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、様式第4号の再交付申請書を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。

また、再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「4 必要書類 (3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(2) 宣誓事項の変更

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、様式第5号の宣誓事項変更届を提出してください。

変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

<変更内容が確認できる書類の例>

住所変更の場合：住民票、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合：戸籍抄本等

通称名変更の場合：給与明細書、通称名の記載のある住民票等

また、変更届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「4 必要書類 (3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第6号の受領証等返還届を提出し、受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が亡くなったとき
- (3) お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき（※）
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※宣誓が無効となる時

以下のいずれかに該当するときは、宣誓が無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- (1) パートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓できる方の要件（P. 2 参照）に反しているとき
- (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき

返還届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「4 必要書類 (3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

7 他の自治体との相互利用

お二人が、広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転居する場合、様式第9号の受領証等継続使用申請書を広島市へ提出することにより、広島市の受領証等を転居先の自治体で継続して使用することがあります。詳しくは、市民局人権啓発課（TEL：082-504-2165）へお問い合わせください。

8 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

宣誓書記載内容等証明書が必要なときとは？

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようと、宣誓したことの証明として受領証を提示すると「8年前の日付でなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」と相手方から言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書」の提出を相手方に提案してみてください。

宣誓書記載内容等証明書を取得したい場合は、交付申請書を提出してください。不備等がなければ、即日発行します。後日郵送も可能です。

9 よくある質問

Q.1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は広島市が独自で行う制度であり、法的効力がありません。この制度は愛し合うお二人が、互いをパートナーとすることを宣誓したことについて公的に認知することにより、その思いを受け止め、宣誓された方々が持つ生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するものです。

Q.2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（P. 2 参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Q.3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q.4 事実婚の二人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない事実婚であるお二人は宣誓できません。

Q.5 養子縁組をしています、宣誓できますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

Q.6 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q.7 通称は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。必要書類はこの手引きの5ページをご覧ください。

Q.8 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は広島市役所本庁舎で行います。区役所では手続きできません。

Q.9 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.10 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q.11 平日に二人で市役所に行くのが難しいのですが

原則、宣誓は平日（年末年始及び8月6日を除く）の午前8時30分から午後4時15分までとさせていただきます。ただし、特段のご事情がある場合は、人権啓発課までご相談ください。

Q.12 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q.13 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q.14 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q.15 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q.16 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが広島市に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。なお、広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証等を継続使用することができます。詳しくは人権啓発課にお問い合わせください。

双方とも広島市に居住していたが、一方だけ市外に転出する場合は、転入手続きを終えた後、様式第5号の変更届と新住所の住民票を提出してください。

Q.17 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致しなくなります。様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

Q.18 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を広島市ホームページで公表します。

Q.19 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

愛し合っているお二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります（利用できる行政サービスについては広島市ホームページで公表しています。）。

民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえよう、周知啓発に取り組みます。

広島市ホームページは
こちら



人権に関する各種相談窓口

LGBT電話相談（エソール広島相談事業）

電話番号 **082-207-3130**

受付時間 毎週土曜日 10:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。
相談は無料です。匿名で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

例えばこんな相談をお受けしています。

自分の性的指向や性別の違和感

自分の性別がはっきりとわからない

自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

■全国の法務局・地方法務局が開設している人権相談窓口

相談は無料で、秘密は守ります。

みんなの人権110番



0570-003-110

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

こどもの人権110番



0120-007-110

※一部のIP電話からは接続できません。
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日8:30～17:15

外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)



0570-090-911

(Weekdays 9:00 - 17:00)

対応言語

English (英語) Chinese (中国語)
Korean (韓国語) Filipino (フィリピン語)
Portuguese (ポルトガル語)
Vietnamese (ベトナム語) Nepali (ネパール語)
Spanish (スペイン語)
Indonesian (インドネシア語) Thai (タイ語)

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコード
リーダーで読み込んで接続
してください。

受付時間 24時間

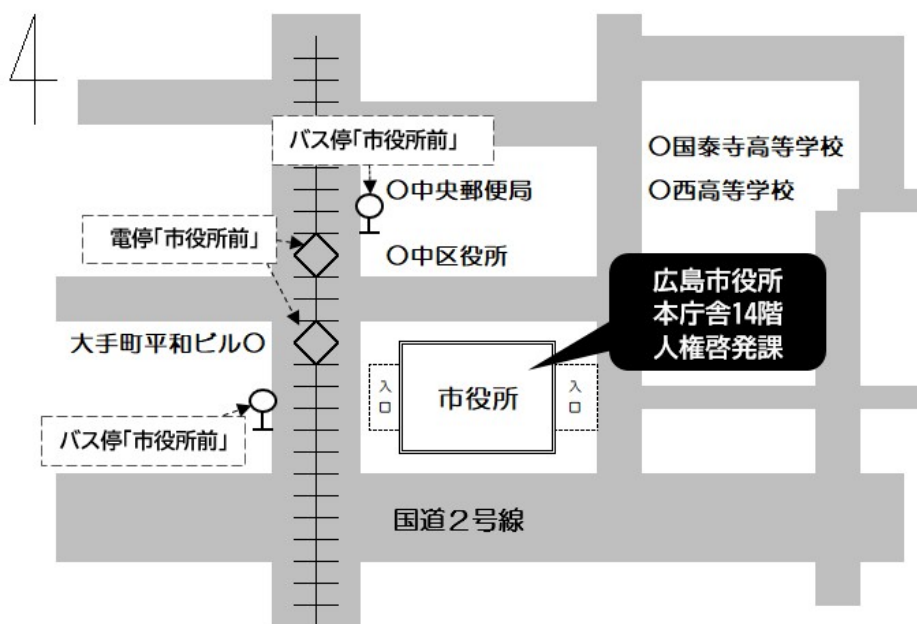
法務局LINEじんけん相談



←こちらから友だち追加
してください。

受付時間
平日8:30～17:15

市役所周辺地図



○路面電車主要JR駅からのアクセス

広島電鉄(いずれも「市役所前」で下車してください)

【系統1番】 広島駅⇄(紙屋町経由)⇄	} 広島港行き 宇品二丁目行き 広電本社前行き
【系統3番】 西広島駅⇄	
【系統7番】 横川駅⇄	

○バス 主要JR駅からのアクセス(朝、夕の通勤時間帯を除く)

- 【広島駅から】→市役所前バス停下車
 - 広電バス(緑色のバス):「観音マリーナホップ」行き又は「広島ヘリポート」行き
 - 広島バス(赤色のバス):「広島港」行き
- 【西広島駅から】→市役所前バス停下車
 - 広電バス(緑色のバス):「旭町」行き又は「大学病院」行き
- 【横川駅から】→市役所前バス停下車
 - 広電バス(緑色のバス):「仁保車庫」又は「向洋新町車庫」行き

広島市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和8年7月版

広島市市民局人権啓発部人権啓発課

〒730-8586
 広島市中区国泰寺一丁目6番34号
 TEL : 082-504-2165
 FAX : 082-504-2609
 E-mail : jinken@city.hiroshima.lg.jp